

4 高保体第 17 号  
令和 4 年 4 月 5 日

各県立学校長 様

保 健 体 育 課 長  
高 等 学 校 課 長  
特 別 支 援 教 育 課 長

新学期における新型コロナウイルス感染症に係る感染防止の徹底等について

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、令和 4 年 3 月 21 日をもって全ての都道府県においてまん延防止等重点措置が終了となりましたが、依然としてオミクロン株の影響により若い年代の感染事例が報告されている状況です。

まもなく新学期が始まるにあたり、改めて感染拡大防止の取組を徹底していただきますようお願いいたします。

特に、春季休業中は県内外での往来があることを考慮し、新学期に学校においてクラスターが発生しないように、「学校の新しい生活様式」(文部科学省 2022. 4. 1 Ver. 8)の行動基準を踏まえ、感染予防及び健康管理の徹底を図るほか、下記についても徹底をお願いします。

なお、併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

## 1 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とされた場合又は体調不良で病院において PCR 検査等(抗原検査を含む)を受ける場合等の管理職への報告の徹底について

〈教職員の場合〉

- ・発熱等の症状がある場合は勤務させないよう徹底してください。
- ・濃厚接触者として保健所から連絡があれば、自宅待機となり出勤できないため、直ちに学校長に報告するよう徹底してください。
- ・発熱等の症状があり医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症の疑いで PCR 検査等を受けた場合も、直ちに学校長に報告するよう徹底してください。また、PCR 検査等の結果で陰性を確認するまで出勤させないでください。

〈児童生徒の場合〉

- ・発熱等の症状がある場合は登校させないこと、また児童生徒が濃厚接触者として保健所から連絡があった場合は、感染者発生を想定した学校での初動対応及び感染拡大防止のため、直ちに学校に連絡してもらうよう改めて保護者をお願いをしてください。

## 2 学校において感染者が発生した場合の対応について

教職員の異動に伴い新体制での対応となることから、「県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応(令和 4 年 2 月 22 日付 3 高保体第 958 号)」についての内容を再度確認し、職員会議等においてシミュレーションを行う等、迅速な初期対応ができるよう準備をお願いします。

### 3 新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて

<新型コロナウイルス感染症患者の療養期間>

◆有症状者の場合：発症日から10日間

◆無症状者の場合：検体採取日から7日間

ただし、検体採取後の療養期間において症状が出現した者については、発症日から10日間の療養となる。

<濃厚接触者の自宅待機期間>

患者との最終接触日から7日間

※国の方針では、社会機能の維持のために必要な事業に従事する濃厚接触者が、他の職員による代替が困難な職員である場合等、4日目及び5日目に薬事承認された抗原定性検査キット等を用いた検査で陰性を確認できた際は、7日間の自宅待機期間を待たずに5日目に待機を解除することが可能となっていますが、高知県教育委員会においては、現時点でこの対応を行う予定はありません。

※患者における療養期間や濃厚接触者における自宅待機期間については、必ず保健所の指示に従い、出勤および登校させるようにしてください。

### 4 その他、日常生活における注意事項について

部活動や体育の授業、実習等で指導する際も含めて、教員は必ずマスクを着用してください。また、児童生徒への日常生活<sup>\*</sup>におけるマスクの着用を含む感染対策についても、改めて指導をお願いします。

※考えられる日常生活の場面

- ・公共交通機関や公共の場所を利用する場面
- ・登下校の場面
- ・昼食など食事をとる場面
- ・部活動における場面 等

### 5 関係文書について

下記に保管していますので、改めてご確認をお願いいたします。

【保管場所】

校務支援システム グループウェア → キャビネット → 保健体育課 → 新型コロナウイルス感染症 → 新学期におけるコロナに係る感染防止の徹底

【担当】

保健体育課 廣田、池本 (TEL:088-821-4928)

高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)

特別支援教育課 谷澤、平地 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-9999】